大阪市告示第1555号

次の施設について、大阪市立青少年野外活動施設条例(昭和51年大阪市条例第70号)第４条第３項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第４項の規定に基づき告示する。

令和８年11月20日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　臨時開館

施設名	年　月　日
大阪市立信太山青少年野外活動センター	令和８年12月28日（月）

２　臨時休館

施設名	年　月　日
大阪市立信太山青少年野外活動センター	令和９年２月２日（火）

（こども青少年局企画部青少年課）